

さっぽろ しょう 障がい者 しゃぶらん プラン 2018

かいていあん
改定案

もくじ

第1章 さっぽろ障がい者プランの目的と位置付け

- 1 さっぽろ障がい者プランの目的 ○
- 2 さっぽろ障がい者プランの位置付け ○
- 3 計画期間 ○
- 4 障がい福祉を取り巻く環境 ○
- 5 新たなさっぽろ障がい者プラン策定改定の趣旨 ○

<障がい者保健福祉計画の部>

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

- 1 計画体系図 ○

第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開（横断的分野）

- 横断的分野1 障がい等への理解促進 ⊖
- 横断的分野2 生活環境の整備生活支援 ⊖
- 横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・
意思疎通支援の充実保健・医療 ⊖
- 横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護
生活環境 ⊖

第4章 障がい者計画の施策展開（施策分野）

- 分野5-1 暮らしの支援教育・発達支援 ⊖
- 分野6-2 保健・医療の推進雇用・就労 ⊖
- 分野7-3 療育・教育の充実情報・コミュニケーション ⊖
- 分野8-4 雇用・就労の促進スポーツ・文化 ⊖

ぶんや	すぽーつ	ぶんか	しんこうあんぜん	あんしん	⊖	
分野	95	スポーツ・文化の振興	安全・安心				
ぶんや	あんぜん	あんしん	じつげんさべつ	かいしょう	けんりようご	⊖
分野	106	安全・安心の実現	差別の解消	権利擁護			
ぶんや	ぎょうせい	さーびす	はいりょ		⊖	
分野	11	行政サービスにおける	配慮				

しょう ふくしけいかく ぶ
< 障がい福祉計画の部 >

だい しょう しょう ふくしけいかく
第45章 障がい福祉計画

こうせい けんとうちゅう
 構成を検討中です。

こうせい けんとうちゆう
構成を検討中です。

第1章 さっぽろ障がい者プランの目的と位置付け

1 さっぽろ障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

- 障がい者**保健福祉**計画
- 障がい福祉計画（第5期）、障がい**児福祉**計画（第1期）

(1) 障がい者**保健福祉**計画（旧：障がい者**保健福祉**計画）

根拠法：障**害者**基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい**福祉**計画（第5期）、障がい**児福祉**計画（第1期）

根拠法：障**害者**の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（障**害者**総合支援法）、**児童福祉**法

障**害**福祉サービスや障**害**児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

障がい者**保健福祉**計画【障**害者**基本法】

障がい福祉に関する基本計画

障がい者**福祉**計画、障がい**児福祉**計画

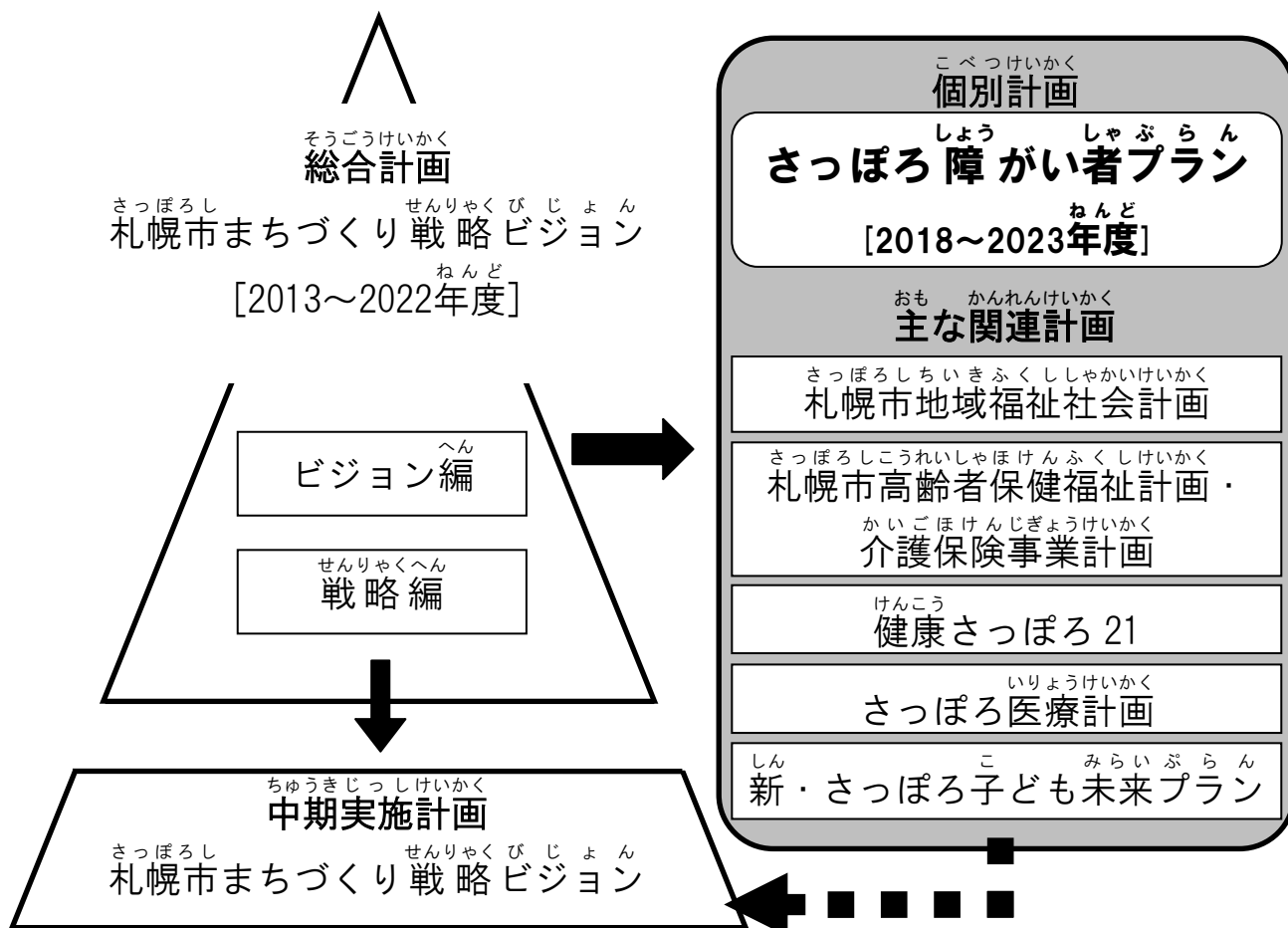
【障**害者**総合支援法、**児童福祉**法】

障**害**福祉サービス等に関する実施計画

2 さっぽろ障がい者プランの位置付け

障がい者プラン（障がい者保健福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とし、他の部門別計画及び個々の施策・事業に関する中期実施計画との整合を図りながら調和を図りながら定めた札幌市における障がい福祉施策に関する部門別計画です。

また、国で定める「障害者基本計画」などとも整合を図りながら策定しております。



さんこう ほけん ふくし かんれん けいかくちょうわ はか おも けいかく
<参考：保健福祉に関連する計画調和を図る主な計画>

ちいきふくししゃかいけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆地域福祉社会計画（平成24年3月策定）

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

こうれいしゃほけんふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月策定）

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

じさつそうごうたいさくこうどうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆自殺総合対策行動計画（平成26年3月策定）

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

さっぽろしけんこう きほんけいかく けんこう へいせい ねん がつさくてい
◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」（平成26年3月策定）

けいかくさくていさぎょうちゅう ないよう き しい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゅう
概要を記入します。

いりょうけいかく へいせい ねん がつさくてい
◆さっぽろ医療計画（平成24年3月策定）

けいかくさくていさぎょうちゆう ないよう き しだい
計画策定作業中のため、内容が決まり次第、

がいよう きにゆう
概要を記入します。

3 けいかくきかん
計画期間

しょう しゃぶらん けいかくきかん つぎ
障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

◆しょう しゃほけんふくしけいかく ねんかん
障がい者保健福祉計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆しょう ふくしけいかく だい き しょう じふくしけいかく だい き ねんかん
障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期） 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)

しょう しゃほけんふくしけいかく
障がい者保健福祉計画

2018年度 ⇒ 2023年度

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画（第5期）

しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画（第1期）

2018年度 ⇒ 2020年度

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画（第6期）

しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画（第2期）

2021年度 ⇒ 2023年度

4 障がい福祉を取り巻く環境

(1) 国における障がい者制度改革の動き

平成15年から始まった「支援費制度」によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、「施設から地域へ」という障がいのある人の地域生活を重視する大きな流れが作り出されました。

その後、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等が図られてきたところです。

同法の施行後、内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的として、平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい児者の対象に難病等も加わりました。

また、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、「障害者基本法」が改正されました。

さらに、平成25年6月には、~~「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されるとともに、平成26年1月、「障害者の権利に関する条約」を批准したところ~~です。

平成28年4月、この条約への批准に向けた国内法制整備の過程で成立した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、同法では、障害者権利条約

もと しゃかい も てる かんが かつ ころりてきはいりよ
に基づく、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の
がいねん あら と い
概念が新たに取り入れられました。

~~へいせい ねん がつ だい じしょうがいしゃきほんけいかく さくてい
平成25年9月には、第3次障害者基本計画が策定されました。~~

こ へいせい ねん がつ しょうがいしゃそうごうしえんほう お よ じどうふくしほう
その後、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が
かいせい あら ふくしきーびす めにゅーか いりょうてき
改正され、新たな福祉サービスがメニュー化されるとともに、医療的
けあじ ふく しょう じ しえん めいき
ケア児を含む障がい児への支援についても明記されました。

(2) ニーズの高度化・多様化

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、
しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくしきーびす ちゅうしん さまざま
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、様々な
とりぐみ じっし ここ しょう ていど じょうきょう
取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に
おう こま しえん しゅっしょう がくれいき せいじん いた らい
応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライ
ふすてーじ おう き め しえん もと
フステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、しょうがいしゃそうごうしえんほう
による法定サービスのみでは対応が難しいため、札幌市独自の取組も
あわ じっし しょう とくせいとう はいりよ こまか しえん
併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援の
かつ ひ つづ けんとう ひつよう
あり方について引き続き検討していく必要があります。

(3) 市民自治の推進

くに おける しょう しゃしやく おお か しょう
国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいの
ひと にーす おう しつ たか しえん おこな ぎょうせい
ある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政
とりぐみ しみんじち かんが かつ もと ちいき ぼらんてい
による取組のほかに、市民自治の考え方に基づき、地域のボランティ
あ かんけいだんたい じぎょうしゃとう ちいき ふくしりょくしゃかいしげん かつよう
ア・関係団体、事業者等の地域の福祉力社会資源を活用するなど、
しょう ひと ちいきぜんたい ささ あ たいせい ひつよう
障がいのある人を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

(4) 札幌市における施策展開

平成15年3月に「札幌市障害者保健福祉計画」を策定し、以後10年間にわたる障がい者施策の方向を定めました。

~~また、平成19年3月には、「障がい福祉計画（第1期）」を、平成21年3月には「障がい福祉計画（第2期）」をそれぞれ~~策定し、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めてきました。

平成24年3月には、「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画（第3期）」を、「障がい者プラン」とし一体的なものとして改定を行い、平成24年4月から開始しました。（障がい者保健福祉計画は、計画期間を1年前倒しして改定しました。）

その後、平成27年3月に、「障がい福祉計画（第3期）」の計画期間終了に伴い、「障がい福祉計画（第4期）」を策定するとともに、「障がい者保健福祉計画」の分野構成等も一部見直しました。

また、平成●年●月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある人の情報取得や、コミュニケーションしやすい環境を整備していくこととしました。

(5) 障がい者施策に関する主な動向

平成15年 **(国)** 支援費制度の施行

(札幌市) 札幌市障害者保健福祉計画の策定

平成18年 **(国)** 障害者自立支援法の施行

平成19年 **(札幌市)** 札幌市障がい福祉計画（第1期）の策定

- へいせい ねん
平成21年
- (国) 障害者の権利に関する条約への署名
- (札幌市) 札幌市障がい福祉計画(第2期)の策定
- へいせい ねん
平成22年
- (国) 内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置
- へいせい ねん
平成23年
- (国) 障害者自立支援法の改正
- へいせい ねん
平成24年
- (札幌市) さっぽろ障がい者プランの策定
- へいせい ねん
平成25年
- (国) 障害者虐待防止法の施行
- (国) 障害者総合支援法の施行
- (国) 障害者差別解消法の成立(平成28年4月施行)
- よてい
~~予定)~~
- へいせい ねん
平成26年
- (国) 第3次障害者基本計画(国)の策定
- (国) 障害者の権利に関する条約の批准
- (札幌市) さっぽろ障がい者プランの改定
- へいせい ねん
平成28年
- (国) 障害者差別解消法の施行
- (国) 障害者雇用促進法の施行
- (国) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

5 さっぽろ障がい者プラン策定改定の趣旨

- (1) 障がい者計画(旧:障がい者保健福祉計画)の一部見直し策定
- 障がい者保健福祉計画の計画期間は平成30年3月までですが、~~前~~
~~述のとおり、計画策定後この間、障害者総合支援法の施行や~~
~~障害者差別解消法の成立施行されや、障害者総合支援法の改~~
~~正されるなど、障がい者施策の進展が図られています。~~
- 特に札幌市では、障害者差別解消法~~のでは、行政機関等に対し~~
~~障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が~~

~~必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮
を行うことを義務付けており、施行に際しては、「障害者差別
解消法を踏まえた札幌市の対応方針」を定め、全庁的に法を踏ま
えた施策の充実を図っていく必要があります。~~

~~また、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、平成25年
に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の策定
が義務付けられるなど、防災対策の充実が求められています障害者
総合支援法や児童福祉法などの改正により、障がいのある子どもへ
の支援の重要性が法に明記されています。~~

~~このような市の方針や国の動向を踏まえ、新たな計画目標や、施策
分野として「分野9 安全・安心」、「分野10 差別の解消・権利擁護」
及び「分野11 行政サービスにおける配慮」を設けるなど、計画の
一部の見直しを行い、障がい者施策をより一層進めていきます。~~

(2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）の策定

~~障がい福祉計画（第4期）の計画期間の終了に伴い、新たに
策定するとともに、平成30年度から各自治体に新たに策定義務が
課されました障がい児福祉計画（第1次）を策定するものです
（札幌市ではこれまでも障がい者と児にかかる施策を一体として
計画策定しております。）。~~

~~「地域生活支援拠点等の整備医療的ケア児への支援のための
協議の場の設置」など、新たな成果目標を設定するとともに、
第3期計画ではサービスの見込量を定めていなかった児童福祉法
に基づく障害児支援についても、新たにそれぞれの成果目標を
達成していくために必要なサービスの見込量を定めるなど、第
4期計画からの見直しを行っています。~~

【参考】障害者基本法による障害者の定義について

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

（障害者基本法第2条）

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

【参考】ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、障がいのない人と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

【参考】社会モデルの考え方について

障がいのある人が日常生活において受ける制限は、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病を原因とする障がいなど）のみに原因があるのではなく、社会における様々な障壁（バリア）と直面することによって発生するという考え方。

「障がいがあるから不便」なのではなく「障がいとともに生きることが想定されていないから不便」なのである、と発想の転換を促すものです。

障がい者保健福祉計画の部

第2章 障がい者保健福祉計画の体系

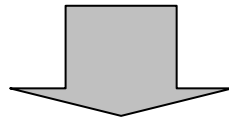
1 計画体系図

(1) 基本理念・計画目標・分野

基本理念の実現に向け、6つの計画目標を10の分野に分けて
施策展開していきます。

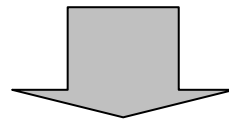
基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現



計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 ~~施設、病院から~~地域への移行推進とサービスの障がいのある方の自己決定のための支援尊重と意思決定の支援
- 3 ~~施設、病院から~~地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、~~地域、~~事業者、行政などとの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消



しきくぶんや
施策分野

- 1 ~~理解促進~~ 2 ~~生活支援~~ 3 ~~保健・医療~~
 4 ~~生活環境~~ 5 ~~教育・発達支援~~ 6 ~~雇用・就労~~
 7 ~~情報・コミュニケーション~~ 8 ~~スポーツ・文化~~ 9 ~~安全・安心~~
 10 ~~差別の解消・権利擁護~~ 11 ~~行政サービスにおける配慮~~

しきくぶんや
施策分野

くらしのしえん
暮らしの支援

ほけん いりょう すいしん
保健・医療の推進

きょういく いくせい すいしん
教育・育成の推進

こよう しゅうろう そくしん
雇用・就労の促進

すぽーつ ぶんか しんこう
スポーツ・文化の振興

あんぜん あんしん じつげん
安全・安心の実現

おうだんてきぶんや
横断的分野

かくぶんや しきく すいしん きほん
各分野の施策を推進していくための基本とな
 かんがえかた ぶん ぶんや あら おうだんてきぶんや
る考え方を含む分野について新たに横断的分野
 ぜんちょうてき すいしん はか
と位置づけて、全庁的な推進を図ります。

しょう どう りかいそくしん
障がい等への理解促進

せいかつかんきょう せいび
生活環境の整備

じょうほうあくせしびりてい こうじょう
情報アクセシビリティ（※）の向上

いしそつうしえん じゅうじつ
・意思疎通支援の充実

しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご
障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

※ あくせしびりていとは、「りようしやすさ」という意味
です。

(2) 分野ごとの基本施策

10の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

分野1 理解促進

- ~~1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進~~
- ~~2 公共サービス従事者などに対する理解促進~~
- ~~3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進~~

分野2 生活支援

- ~~1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備~~
- ~~2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進~~
- ~~3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援~~
- ~~4 地域福祉を担う人材育成・確保~~

分野3 保健・医療

- ~~1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見~~
- ~~2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実~~
- ~~3 精神保健・医療の充実~~

分野4 生活環境

- ~~1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進~~
- ~~2 住まいの確保~~

分野5 教育・発達支援

- ~~1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実~~
- ~~2 早期療育の充実~~
- ~~3 学校教育の充実~~
- ~~4 卒業後の支援~~

ぶんや ~~分野6~~ ~~こよう~~ ~~しゅうろう~~
~~雇用・就労~~

- ~~1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実~~
- ~~2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）~~
- ~~3 福祉的就労における賃金向上~~
- ~~4 福祉施設から一般就労への移行推進~~

ぶんや ~~分野7~~ ~~じょうほう~~ ~~こみゅにけーしょん~~
~~情報・コミュニケーション~~

- ~~1 情報バリアフリー化の推進~~
- ~~2 情報提供の充実~~
- ~~3 意思疎通支援体制の充実~~

ぶんや ~~分野8~~ ~~すぽーつ~~ ~~ぶんか~~
~~スポーツ・文化~~

- ~~1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援~~

ぶんや ~~分野9~~ ~~あんぜん~~ ~~あんしん~~
~~安全・安心~~

- ~~1 災害や雪に強いまちづくりの推進~~
- ~~2 災害時における支援の推進~~
- ~~3 地域における見守り活動の推進~~
- ~~4 消費者被害の防止~~

ぶんや ~~分野10~~ ~~さべつ~~ ~~かいしょう~~ ~~けんりようご~~
~~差別の解消・権利擁護~~

- ~~1 障がい者を理由とする差別の解消~~
- ~~2 権利擁護等の推進~~
- ~~3 障がい者虐待防止の推進~~

ぶんや ~~分野11~~ ~~ぎょうせい~~ ~~さーびす~~ ~~はいりよ~~
~~行政サービスにおける配慮~~

- ~~1 行政サービスにおける配慮~~
- ~~2 情報提供の充実（再掲）~~

おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん
横断的分野1 障がい等への理解促進

- 1 けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん
啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 こうきょうさーびすじゅうじしゃ きぎょう がっこう たい りかいそくしん
公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 3 ぼらんてぃあかつどう しゃかいこうけんかつどう しえん
ボランティア活動・社会貢献活動への支援

おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび
横断的分野2 生活環境の整備

- 1 ばりあふりー もと すいしん
バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 す かくほ
住まいの確保

おうだんてきぶんや じょうほうあくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん
**横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の
じゅうじつ
充実**

- 1 しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 2 しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りようそくしん
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 3 しょう はいりょ しせいじょうほう ていきょう
障がいに配慮した市政情報の提供
- 4 じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほうあくせしびりてい こうじょう
情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご
横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

- 1 しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん
障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 ぎょうせいさーびすとらう ごうりてきはいいりょ ていきょうおよびごうりてきはいいりょ
行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的配慮
う かんきょう せいび
を受けやすくする環境の整備
- 3 けんりようごとう すいしん
権利擁護等の推進
- 4 しょう しゃぎやくたいぼうし すいしん
障がい者虐待防止の推進

ぶんや く しえん
分野1 暮らしの支援

- 1 ここのにーす たいおう しえんたいせい さーびすていきょうきばん せいび
個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 2 しせつにゅうしょしゃ せいしんかびょういんにゅういんかんじや ちいきせいかつ いこうすいしん
施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 ふくしやうぐ ふきゅうそくしん りようしえん けんきゅうかいはつしえん
福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 4 ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ
地域福祉を担う人材育成・確保

ぶんや
分野2 ほけん いりょう すいしん
保健・医療の推進

- 1 しょう げんいん しっぺい よほうたいさく そうきはっけん
障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 2 しょう たい てきせつ ほけん いりょうさーびす じゅうじつ
障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 せいしんほけん いりょう じゅうじつ
精神保健・医療の充実
- 4 なんびょう かん ほけん いりょうしさく すいしん
難病に関する保健・医療施策の推進

ぶんや
分野3 りょういく きょういく じゅうじつ
療育・教育の充実

- 1 らいふすてーじ おう しえんたいせい じゅうじつ
ライフステージに応じた支援体制の充実
- 2 りょういく じゅうじつ
療育の充実
- 3 がっこうきょういく じゅうじつ
学校教育の充実
- 4 せいじんき いこうしえん
成人期への移行支援

ぶんや
分野4 こよう しゅうろう そくしん
雇用・就労の促進

- 1 ここのしょう とくせい にーず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい
個々の障がい特性やニーズに対応した就労相談支援体制
の充実
- 2 こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
福祉的就労における工賃向上
- 4 しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん
障がいのある人の一般就労の推進

ぶんや
分野5 すぽーつ ぶんか しんこう
スポーツ・文化の振興

- 1 すぽーつ ぶんか げいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん
スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

ぶんや
分野6 あんぜん あんしん じつげん
安全・安心の実現

- 1 さいがい ゆき つよ すいしん
災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 さいがいじ たいおうりょく こうじょう
災害時における対応力の向上
- 3 ちいき みまも かつどう すいしん
地域における見守り活動の推進
- 4 しょうひしゃひがい ぼうし
消費者被害の防止

だい しょう しょう しゃほけんふくしけいかく しさくてんかい
第3章 障がい者保健福祉計画の施策展開

ちゅうりやく
(中略)